

移行型医療保険新しいぶきのご契約の手引き（契約概要・注意喚起情報）の内容を被保険者とともに了承し、加入を申し込みます。記載した事項が事実と相違ないことを被保険者とともに誓約します。記載した事項に明らかな誤りがあるときには、貴会が当該事実について訂正しても異議ありません。なお、本契約に関する契約者等の個人情報が、保険契約の締結・維持管理、給付金の支払いなどの判断に関する業務や貴会の事業・各種サービスの案内などの目的のために利用されることを同意します。

申込日

年

月

日

契約者	氏名	フリガナ 印	電話番号	自宅（ ） 携帯（ ）	— —
	住所	〒（ - ）		勤務先	所在地
					所属団体名
					予定契約日
					年 月 1 日

01	続柄	本人	氏名	フリガナ	生年月日	昭和平成 年 月 日	性別	男 女	加入口数		健康状態 回答状態	該当する 該当しない
	住所	契約者住所と同じ			ご職業	1回の保険料						
02	続柄		氏名	フリガナ	生年月日	昭和平成 年 月 日	性別	男 女	加入口数		健康状態 回答状態	該当する 該当しない
	住所	〒（ - ） ※契約者と同じ場合は、記入不要です。			ご職業	1回の保険料						
03	続柄		氏名	フリガナ	生年月日	昭和平成 年 月 日	性別	男 女	加入口数		健康状態 回答状態	該当する 該当しない
	住所	〒（ - ） ※契約者と同じ場合は、記入不要です。			ご職業	1回の保険料						
04	続柄		氏名	フリガナ	生年月日	昭和平成 年 月 日	性別	男 女	加入口数		健康状態 回答状態	該当する 該当しない
	住所	〒（ - ） ※契約者と同じ場合は、記入不要です。			ご職業	1回の保険料						

共済会 処理欄	加入歴			契約日	契約番号	
	前契約 【 】 契約番号			年 月 日		
	自	至	会員番号	満期日	契約年齢	
	01 年 月 日	年 月 日	【 】	年 月 日	歳(@)	
	02 年 月 日		【 】	年 月 日	歳(@)	
	03 年 月 日		【 】	年 月 日	歳(@)	
	04 年 月 日		【 】	年 月 日	歳(@)	
初回口座振替日		初回口座振替額	証券	チェック	登録	受付
年 月 日		円				

健康状態についてのご質問

- (1)申込日現在、病気やケガのため入院または休業(休養)していますか。
- (2)申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、入院または休業(休養)や手術をすすめられていますか。
- (3)申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して14日以上入院または休業(休養)をしたことがありますか。
- (4)申込日以前の1年間に、同一の病気やケガで、通算して21日以上にわたり、医師の診察、検査、治療を受けたことがありますか。

保険料を預金口座振替の方法により支払います。下記の金融機関を指定し、お届けします。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

取扱店日附印

銀行・金庫	ご指定口座	銀行金庫	本支店出張所
	1. 普通預金 (総合口座)	2. 当座預金	
ゆうちょ銀行	種目コード	振替コード	通帳記号
	1 6 6 3 0		※
払込先口座番号		02320-9-10016	払込先加入者名
			一般財団法人 ハビネス共済会

注:通帳記号に6桁目がある場合は、※欄にご記入ください

口座名義人 (預金者のお名前)	フリガナ	お届け印
--------------------	------	------

※口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当に○印をつけてご返送ください。

1. 印鑑相違
2. 名義人相違
3. 口座番号相違
4. 預金取引なし
5. その他()

《送付先》020-0821 盛岡市山王町10-6

一般財団法人 ハビネス共済会

団体名称	一般財団法人ハビネス共済会	
預金等の種類	保険料等	
振替日 (払込日)	毎月26日 (休業日の場合は翌営業日)	
金融機関使用欄		
印鑑照合		
受付		

私(名義人)は、上記の料金等を預金口座振替の方法により、左記団体へ支払うこととしたので下記条項を承認の上、左記の口座からの振替を依頼します。

- (1)左記団体(以下「甲」という)より貴行(銀行・金庫＝以下「貴行」という)に上記料金等についての請求があったときは、私に通知することなく、請求金額を甲の指定する日(休日の場合は翌営業日)に預金口座から引落しの上、お支払いください。
- (2)預金の引落としにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の提出または預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- (3)振替日において、請求金額が預金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- (4)この契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- (5)この預金口座振替等について仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行を指定した場合は上記によらず、自動払込み規定が適用されます。